

畳類公正競争規約作成連絡会 第24回 幹事会 概要

日時：平成31年2月21日（木）10：30～12：30

場所：中央合同庁舎4号館 共用1202会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本畳事業協同組合、全国畳材料卸商組合連合会、全国畳材商社会、全国畳産業振興会、全日本ISO畳振興協議会、全日本JIS畳床工業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会
オブザーバー 消費者庁、農林水産省

会議に先立ち事務局から平成30年10月の幹事会で決定した「畳仕様書」の配布報告を行った。全国を網羅した形で実施、このため連絡会会員（団体）や未加入団体（東京都畳工業協組、東京都畳商工連合会、三多摩畳業組合連合会、東京畳工事同志会）、機械（東海機器工業、極東産機）・素材メーカー（大建工業）、商社等を通じて配布した。仕様書は畳技能士資格の有無に分けて2種類を作成、100枚/セット配布した。

○畳仕様書について

- ・前回の幹事会で「畳仕様書」については、すぐに普及するという事で会議を終了した。全日畳さんが45都道府県傘下組合に対して発信されたかどうかをお聞きしたい。
- ・幹事会で決定したことを皆さんと一緒に実施しなくては前に進まない。決して間違っことをやっているわけではない。「協力しよう」という人たちが不安になってくる。
- ・畳仕様書については決して「強制」ではない。産地名や素材について消費者に知らせることで、畳の安心・安全をお届けする事につながる。
- ・今年になって畳屋さんに聞いてみると、畳仕様書の活用に納得している方は積極的に取り組んでいる。不安視される方々の中には、「全日畳から何の連絡もない」という会員もいる。どうもこれまでの普及状況を見ると足並みが揃っていない。
- ・「畳表は国産のPRになり、中国産は粗悪品といった国産と中国産を比較するような判断になるのでは」「畳床もK型やN型のような実際に使われないような項目については吟味し外してほしい」「厚さの表示も畳床ではなく畳の厚みにしてほしい」など、畳屋さんからの貴重な意見も聞いている。
- ・畳仕様書について全日畳は理事会等で協議を重ねたが、いくつか懸念材料が指摘された。それはご存知の通り組合事業として畳の裏面に品質ラベル（証紙）を貼付する品質管理事業があり、畳仕様書と内容が酷似しているとの指摘があった。品質管理事業は品質管理責任者の資格を取得している人のみが畳にラベルを貼付できることになっている。
- ・畳仕様書は畳屋さんなら誰でも使うことできるので、品質管理事業との共存方法を考慮しなければならない事情がある。
- ・畳仕様書に協力することは反対する理由がない。いろいろ協議した結果、畳仕様書の部分を全日畳の取扱説明書に取り込んで記載してもらうのが最善という結論になった。
- ・全日畳組合員の中には「畳類公正競争規約作成連絡会はどうなったのか」「解散なのか、それとも違う形で継続するのか」などと指摘する人もいる。母体（連絡会）の方向性が決まらない現状、即ち公正競争規約の申請を凍結・連絡会を解散というような中で畳仕様書

の制度を実施することは、数年前に問題となった「試行」または「試行の試行」と同じではないかとの懸念もある。

- まず連絡会の今後の方向性を決めた上で、しっかりとした母体を実施することを望むのは、2800人の組合員を預かる組織として当然の主張だと考えている。これは畳仕様書の普及を成功させたいという思いからの意見である事をご理解頂きたい。公正競争規約作成連絡会というのは公正競争規約の設定を目指すための組織と考えている。規約を目指さないでその代わりに畳仕様書を普及させるというのは、一部に理解を得られない可能性もあるのではないか。
- 連絡会会員の中から「早く公正競争規約をやってもらわないと困る」との意見も一部で出てきている。
- 「どこかがイニシアチブを取って、ちゃんとした方法できちんとやって欲しい。こんなに風呂敷を広げたのだから。まとめるために知恵を出したい」という人もいる。
- ISO 畳振興協は畳仕様書についてはメールで皆さんに配布、今年の新年会で説明した。組合としてはトレーサビリティはやっているが、畳仕様書は業界を良くしていく事業として我々も参加している。
- J I S 畳床協は、畳仕様書は連絡会の説明文を添付して会員20社にすべて配布した。J I S 畳床については全てJ I S マーク証紙を貼付して出荷している。J I S 以外は各社、独自の証紙を貼付した畳床を販売している。公正規約については理事会で説明、適宜、組合員に資料を送付して周知の徹底を図っている。
- 熊本県い製品商業協同組合はホームページで畳仕様書を紹介している。この中で「畳表」の項目のうち「緯及び経糸の素材の名称」を「畳表素材及び経糸の名称」に、「緯の原産地」を「畳表素材の原産地」になど、「緯」の文字を「畳表素材」に修正したもの（技能資格項目の有無2種類）と原案通りの畳仕様書（技能資格項目の有無2種類）の4種類を紹介している。

今日現在、紹介している畳店件数は原産地表示が205件、畳仕様書表示が75件となっている。畳仕様書の説明をすると「畳仕様書はどういうものか」との問い合わせが多く、また畳仕様書を使うとされた方は「ダウンロードして使えるという事であれば使おう」という方がほとんどでした。畳仕様書を使っている人たちに何らかのメリットがあるような仕組みにできないのか。畳仕様書に公正競争規約作成連絡会8団体を表示することで普及が進むのではないか。原産地表示の中で表示している「緯」を一般的に「よこい」とは読めないなので改めて欲しい。
- イ草の生産団体としては、畳仕様書の内容で伝えて頂きたいと思う。現在販売されている製品は、工業表、中国表、国産表の3種類だ。これを正直に消費者に伝えるために公正競争規約を作ろうといった経緯がある。「国産表のPRのための仕様書」ではないかの意見は誤解だ。表示通りの製品を提供することが、将来的に信頼を得るためのアイテムだと思う。産地側としては生産者が出荷証明書を100%添付することしかできない。
- 連絡会の母体をどうするかだ。昨年から見ると産地の農家戸数も激減している。400戸を切って399戸（前年度より43戸減）の農家戸数だ。減少した43戸のうち休業農家は20戸となっている。このまま推移すると10年間で400戸減で生産農家は消えてしまう。
- 当初は偽装をなくす事で消費者と国内藪草産地を守ろうというための連絡会だったよう

に思う。しかし最近の総会を見ると、規約の内容すら吟味されないのも問題。今、藺草産地では畳表の入札で札が付かないという事態が起きている。農家が持参した畳表に価格が付かないのだ。こういう状況の中では生産意欲は起きない。こういう状況の中で連絡会を存続していくべきか、私は疑問だ。今後2年、3年と経過すれば、その間に農家はいなくなってしまう。

- 私たちも畳表の減少に歯止めを掛けたい、農機具の整備をしてあげたい。様々な補助事業を利用して産地の基盤強化を図りたいが、手を挙げる人がいない。
- 産地としては地元の問屋と協力しながら売れる国産表を見つけていきたい。農家は換金作物。作ったものは金に換えていかないと農家は藺草をやめ、作る作物を変えて行かざるを得ない。去年の暮れからは売れ行きが悪くなった。盆過ぎの新草の流通次第では今年の暮れの植え付けは断念という話になる。
- 産地、流通は公正規約に反対ではない。これは畳屋さんがやるかやらないかだ。会員の中には畳仕様書について、連絡会は本来規約を作成する機関のはずだといった批判もある。
- 規約が成立しても、次は「公正取引協議会」を設立して規約を運営することになる。しかし協議会運営に必要な資金調達不足がある。連絡会のあり方も今後検討し、例えば畳仕様書の普及に一本化して行くべきではないか。
- 経過を説明した時に、公正競争規約を断念したからその代わりに畳仕様書を出したと一部には解釈されると思う。それよりも連絡会は解散した、畳仕様書は作るのはみんなが自主的にやることの方が畳屋さんに理解されるのではないか。やはり連絡会としての最終的な結論を出す事が先決。全日畳として「これをやって下さい」というからには、趣旨や裏付け（担保）がなければ簡単に推奨・発信できないという組織としての当然のスタンスがあることもご理解願いたい。
- 畳仕様書は生産者からの情報が流れてこないと書くことができない。この畳仕様書を使っている畳屋さんは「これはやって当たり前だ。これほど完璧な書類はない。お客様に説明した記録として残し、これを踏み台にデータ化していきたい」と評価している。
- 全日畳の前理事長から公正規約の普及には材料商の協力が必要との依頼があり引き受けて7年になる。当時は何をやっても末端では「規約はだめだ。出来ない」「途中はどうなっているのか」と消極的だった。それを踏まえて規約案の修正を行い、畳仕様書も畳屋さんの意見を取り入れて作成したものだ。
- 畳屋さんが畳仕様書を使用することにならないと、我々が「畳仕様書」の普及について検討することもない。畳屋さんがお客さんに渡していくことが決まれば我々も協力する。方向性が決まらない段階では検討する意味がない。
- 昨年10月の会議で経過を説明して畳仕様書の普及については決まったのではないのか。
- 決まってない。総会にもかけていない。
- 畳屋さんの組合でも畳仕様書が話題になっていないのが実情だ。まだ、実施するなら少しずつ進めていかないと。自主的にやっていくのであれば、これからは公正競争規約から離れて考えていかないと。
- 前回の会議後に「国産の藺草農家の減少に歯止めをかけるためにも業界としても初めての自主的かつ統一的な取り組みとして定着させ消費者に安心・安全を提供していきたい」との案内文を添えて畳仕様書を送っている。
- 全日畳はこの畳仕様書を取り入れた形で実施する方向で進めている。何度も繰り返しにな

るが、肝心の連絡会の今後の事が議論されていない。

- 20年前は中国には工場が600社あったが現在は60社に減少した、国内も同じ傾向。連絡会を整理して次のステップで畳仕様書を早く使って頂きたい。まず畳の流通量を増やす方向に議論が行かないとダメではないか。そのためには畳仕様書で畳に対する消費者・施主の信頼を得ることだ。
- 仮に、畳仕様書の発行団体として連絡会が行うのであれば、連絡会のあり方を整理しなければならない。今のまま規約づくりを進めても、やっていけない。そのあとの公正取引協議会の設立まで考えれば無理。
- 連絡会は規約を作る団体であって、そこで畳仕様書との整合性をどうするかだ。これを説明できなければ駄目だと思う。畳仕様書だけなら全日畳とISO振興会、組合に入っていない人は材料商にお願いしてできる。連絡会が何故畳仕様書なのか、その根拠をはっきりさせる必要がある。
- 「畳類の表示に関する公正競争規約（案）」の中に「畳仕様書の発行」の規定が記載されている。畳仕様書の発行目的や生産業者、輸入業者、流通業者、畳製造販売業者のすべきことが書いてある。畳仕様書はこの規約第6条に基づいて畳仕様書ができている。皆さんの活動をまとめたらこの一覧表になる。これが畳仕様書の基本となっている。
- ほとんどの畳屋さん「公正競争規約はどうなったのか」と思っていると推測される。それに対して我々連絡会は明確な答えを出していない。
- 公正競争規約に賛成の人は「どうなったのか、やろうと思っていたのに」、反対の人は「ああ良かった、なくなったんだ」と意見が分かれている。
- 10年前は、畳表の産地表示偽装から公正競争規約の検討が始まった。当時と今では情勢が全く変わり、畳がフローリング化され畳の存続が問われている。何とか畳を生き残らせようと業界全体の目的が変わってきている。偽装対策から畳の存続へと目的・趣旨が変わってきているのではないか。

○連絡会の今後について

- 現在は規約申請も凍結し、中途半端な状態を余儀なくされている。
- 「解散」といっても最近になって「公正競争規約の作成をやめてもらっては困る」という意見もある。今年の総会では賛成派が多かった。賛成派の人が「なぜ断念したのか」という疑問に対しどう対応するかだ。
- 畳仕様書だけやると決めても、連絡会の今後の在り方を先ず決めて進めていかないと何をやっても付け刃となりかねない。
- 公正競争規約については、凍結になっている。
- 公正競争規約作成については賛成者多数だった。
- 畳仕様書を利用するかどうかは本人の自由だ。9年間の血と汗の結晶の置き土産。良いものを残してくれた、または組織が無くなったから無効と評価されるかは分からない。
- 10年前に起きた産地表示偽装が、公正競争規約作成連絡会の発足につながった。偽装で迷惑を受けたのは消費者だ。20年前に八代は1,000畝の植え付けがあった。今は400畝。当時の設立目的は産地偽装対策による消費者保護だった。産地偽装対策から畳の需要促進が優先される時代へと変わっても、公正競争規約にこだわって行かなければならないのか。

- ・そこで、消費者に信頼される畳仕様書を使ったスタンダードルールを構築して行きたい。
 - ・今まで目指してきた公正競争規約について結論を出さなければいけない。「目指す」なら継続、「目指さない」なら解散。早くけじめをつけて次に進むことだ。
 - ・数年前に協会の運営経費を試算したが、年間 900 万円必要だった。しかしどう割り振っても 8 団体では集まらない。それを毎年毎年今まで目指してきた公正競争規約について結論を出さなければいけない。「目指す」なら継続、「目指さない」なら解散。早くけじめをつけて次に進むことだ。
 - ・解散するにしても今までの経緯、業界状況の変化、運営についての不備などを含め、解散に至った理由と、9 年間の成果として畳仕様書を作ったことを文書にして会員に送付して総会で説明する義務がある。
 - ・建設的な意見が総会で出なかったことは残念だが。会議の進め方などで不備もあり、これ以上の議論は難しいと判断して解散することを説明することも重要だ。最終的には、30 年度の総会で解散案を議題上程して決めることになる。
-
- ・以上を午後からの合同委員会で議論する事とする。

以上